

補助金事業等収益明細書

(自)令和 6年 4月 1日 (至)令和 7年 3月31日

社会福祉法人 祥健会
拠点区分: 特別養護老人ホーム とうごう苑

(注)1.「区分」欄には、介護保険事業の補助金事業収益の場合は「介護事業」、老人福祉事業の補助金事業収益の場合は「老人事業」、児童福祉事業収益の場合は「児童事業」
保育事業の補助金事業収益の場合は「保育事業」、障害福祉サービス等事業の補助金事業収益の場合は「障害事業」、生活保護事業の補助金事業収益の場合は「生活保護事業」
医療事業の補助金事業収益の場合は「医療事業」、〇〇事業の補助金事業収益の場合は「〇〇事業」、借入金利息補助金収益の場合は「利息」、施設整備等補助金収益の場合は「施設」
「施設」 設備資金借入金元金償還補助金収益の場合は「(當)償還補助金の種類が分かるように記入すること」

施設、設備貢金並立元金償還補助金収益の場合は「償還」と補助金の種類が分かるように記入すること。
なお、運用指針別添3「勘定科目説明」において「利用者からの収益も含む」と記載されている場合のみ、「補助事業に係る利用者からの収益」欄を記入するものとする。

2 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書類の勘定科目の金額と一致するものとする。

また「交付金額等会計の拠出区分毎の内訳」の「区分小計」欄は、拠出区分事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。